

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第四十号

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する

#### 条例

奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例（平成二十七年十二月奈良県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「私立」を「公立大学法人立（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人による設置をいう。以下同じ。）又は私立」に改め、同表三の項中「奈良県内の」の下に「公立大学法人立又は」を加え、同表中四の項を削り、五の項を四の項とし、六の項を五の項とし、同表七の項中「公立」の下に「（公立大学法人立を除く。以下同じ。）」を加え、同項を同表六の項とし、同表中八の項を七の項とし、九の項を八の項とし、十の項を九の項とする。  
別表第二を次のように改める。

#### 別表第二（第四条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
一 知事	公立大学法人立又は私立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等（奈良県内に住所を有する者に限る。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

二 知事	<p>高等学校等を退学した後、再び奈良県内の公立大学法人立又は私立の高等学校等で学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
三 知事	<p>奈良県内の私立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に在学する生徒に対する修学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>

別表第三中五の項を七の項とし、四の項の次に次のように加える。

五 教育委員 会	<p>高等学校等を退学した後、再び奈良県内の公立の高等学校等で学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	知事	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>
六 教育委員 会	<p>奈良県内の公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の専攻科に在学する生徒に対</p>	知事	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p>

	する修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。